呉市立白岳小学校　生徒指導規程

校番（３）呉市立白岳小学校

第１章　総則

（目的）

第１条　　この規程は，呉市立白岳小学校の教育目標を達成するためのものであり，子どもたちの健やかな成長を願い，義務教育９年間の見通しを持った指導について，共通認識，実践を図るためのものである。

子どもたちが自主的，自律的に学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第２章　学校生活に関すること

（登下校）

第２条　登下校については，自宅を出て，自宅に帰るまでを教育活動と捉える。

（１）決められた通学路を通って登下校する。

（２）８時１５分までに登校し，８時２０分に席に着いておく。

（３）教室の鍵は，７時４５分に貸し出す。７時４５分まで教室に入らない。

（４）欠席，遅刻，早退の場合，８時までに保護者が欠席や遅刻の理由を電話，連絡帳などで学校に連絡する。

（５）登校したら原則校外には出ない。忘れ物も取りに帰らない。

・連絡のない遅刻があった場合，保護者に連絡し，改善を求める。

・連絡のない欠席の場合，①保護者に連絡し，確認する。

②所在が確認できない場合，家庭訪問する。　場合によっては，捜索または警察に連絡する。

・欠席児童に対しては，電話連絡をし，学校の状況や諸連絡を伝える。場合によっては家庭　訪問を行う。欠席が３日以上続く場合は，家庭訪問を行う。（出席停止は含まない。）

・欠席が続く場合は，保護者と話し合い，改善または対応を求める。

●保護者対応は，原則，校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主事・担任が行う。

●家庭訪問は，場合によって，複数（２人以上）体制で行う。

（服装など）

第３条　　学校内外において，学習活動に適した服装を原則とする。TPO （時，場所，場合）に応じた服装等ができるようにする。

（１）名札は左胸に付ける。

（２）清潔で勉強や運動に適したものを着用する。

・華美な装飾のある服装，ひも等の装飾が物に引っかかったりする危険性のある服装は，着用しない。ひも付きのカギを首からぶら下げる場合は，服の中に入れる。靴下は白が望ましい。ハイソックスは可。ニーハイソックスは不可。ハンカチ，ティッシュは，ポケットに入れることを基本とする。

・冬季のマフラー，手袋，ネックウォーマー，レッグウォーマー，フード等は登校して一旦教室に入ったら原則校内で使用しない。（下校の際や，防寒上必要と判断した場合は別）

・ダウンコート，コート，厚手のジャンバー等は，暖房中でも寒さを感じる時には，着用して授業を受ける事ができる。ただし，整った着方（フードは被らない。袖口に手が隠れない。前ボタンやチャックを閉める等）をし，着用しない場合には，ロッカーに片付ける。

・フードは視野を狭め事故の危険性があるので，登下校では使用については十分注意する。

（３）体操服は，白長袖シャツ・半袖シャツ，ハーフパンツ，赤白帽とする。

・靴底の厚い物やハイカットは使用しない。

・調整のできるひもぐつが望ましい。

・体操服を忘れた場合は原則貸し出しはしない。

（４）学校の指定のジャージは次の場合に使用する。

・遠足　・校外学習　・野外活動等の行事

・担任から指示のあった場合　　・体育の授業（防寒用･･･１０月～４月）

（５）水着は紺または黒を基調としたスクール水着とする。

・水泳帽は学年指定色のものとする。
・ラッシュガードについては許可制とする。
・色は黒，紺でフードの付いていないものとする。（スカートタイプは不可。）

・朝の会で身だしなみを整える。

・担任，学年で指導する。判断に困る場合は生徒指導主事と連携する。

・改善されない場合は，学校での指導の旨を保護者に知らせ，協力を促す。

第４条　　頭髪は常に清潔にし，学習や運動に適した白岳中学校の校則に準じた小学生らしい髪型とする。長い髪は，飾りの付いていない黒，紺，茶など派手ではない色の安全な髪留めかゴムでとめる。シュシュは不可とする。
（１）体育や給食の帽子をかぶれる髪型にする。体育の時間は，長い髪はゴムでとめる。
（２）染色，脱色，パーマ等，髪に手を加えないようにする。 整髪料は使用しない。
（３）眉毛を意図的に細くしない。

・小学生らしくない髪型と判断した場合，保護者と話し合い，改善を促す。

（装飾）
第５条　　次のことは禁止する。
（１）色つきリップクリーム，マニキュア，身体用のシール。
（２）ピアス，ネックレス，ブレスレット等の装身具，ミサンガ等の着用。

・違反があった場合は，児童本人への指導と，保護者への連絡を行い，改善を図る。

（持ち物）
第６条　　原則，学習に必要なもの以外は不要物とみなし，持ち込みを禁止する。持ち込みがあった場合は，学校が預かり，指導する。
（１）持ってきてはいけないもの
・携帯電話・スマートフォン・菓子類・刃物・マンガ類・シャープペンシル・ボールペン
・化粧品・ゲーム機・トランプ・カード類等
（２）学習に関する持ち物は，学年の発達段階や学習内容に合わせ，教務部，学年部が示すきまりに則る。
（３）冬季の使い捨てカイロ等は破損による飛散防止のため衣服から出して使用せず，使用後は必ず持ち帰る。夏の冷却用品は担任の許可制とする。
（４）座布団を使用する場合は，椅子から大きくはみださないもので，椅子に固定できるようにする。

・担任，学年で指導する。判断に困る場合は生徒指導主事と連携する。

・改善されない場合は，学校での指導の旨を保護者に知らせ，協力を促す。

第３章　校外生活に関すること

（外出など）
第７条　　校外での生活の心得については，次のことを指導する。
（１）帰宅時刻は次のように定める
・４時３０分には遊びをやめて，午後５時までに帰宅する。
（２）外出（遊びに出る）の場合は，行き先，帰宅時時刻を家族に伝える。（感染症予防のために，マスクを着用し，ソーシャルディスタンスを守り，３密を防ぐようにする。家に帰ったら，うがい，手洗いをする。
（３）保護者が留守の家にはあがらない。
（４）児童のみの校区外への外出，夜間外出，また無断外泊は禁止する。
・高学年（４～６年）については学習活動のための呉市広公民館，呉市広図書館，呉市営温水プールは，保護者の責任のもと許可する。
・カラオケボックス，ゲームセンター，ボーリング場，コンビニ，飲食店，大型スーパー等へ行く場合は保護者同伴とする。
（５）海や川等，危険な場所へは子どもだけで絶対に行かない。立ち入り禁止箇所に立ち入らない。
（６）危険な場所，公共施設内等で遊ばない。

・道路，線路付近　・駐車場　・オークアリーナや町づくりセンター等の公共施設等

（７）エアガン等の有害玩具は購入しない。また使用しない。

（８）スケートボード・キックボード・Ｊボード等の危険な乗り物には乗らない。

（９）道路交通法に違反しない。特に自転車については保護者の責任で乗るようにする。尚，自転車を乗る際はヘルメットを着用することが望ましい。原則，左側通行。

(10) 不審者に対しては，安全のための未然防止をしっかりと行う。

・通学路の安全確認を徹底する。　・危険な場所へは立ち入らない。

・事件に遭わないための行動の仕方，事件に遭遇したときの行動の仕方について指導する。

(11) 携帯電話・スマートフォン，ゲーム機の使用は午後９時までとする。また，インターネット，ゲーム等の通信機能を使う場合は，発言や態度に気を付けてお互いが楽しく生活できるようにする。無許可で撮影したり，画像や動画等を使用したりしないなどのルールやマナーを守って使用する。

・担任，学年で指導する。判断に困る場合は生徒指導主事と連携する。

・改善されない場合は，学校での指導の旨を保護者に知らせ，協力を促す。

・発生事案によってはPTA，地域，警察等との連携を図る。

第４章　特別な指導に関すること

「社会で許されないことは，学校でも許されない」との認識に立ち，校内及び校外で問題行動を起こした場合，しっかり反省を促し，よりよい学校生活が送れるように指導をする。

（問題行動への特別な指導）

第８条　次の問題行動を起こした児童に対して，教育上必要と認められる場合，保護者に連絡をするとともに，特別な指導を行う。状況に応じて，１日～３日を目安に別室指導を行い，保護者と連携をとる。

（１）法令・法規に違反する行為（原則として保護者の来校を求め，特別な指導を行う）

・万引き　・威圧，強要行為　・建造物への不法侵入　・器物損壊

・飲酒，喫煙　・その他，法令・法規に違反する行為

（２）学校の規則等に違反する行為

（繰り返される場合や被害の程度によって保護者の来校を求め，特別な指導を行う。）

・いじめに関係している場合　・暴力行為　・不要物の持ち込み　・金品持出

・指導に従わないなどの指導無視，暴言

・授業妨害など，授業態度に問題がある場合

・服装規程違反など，指導しても違反を繰り返す場合

・その他，学校が教育上指導を必要と判断した行為

（特別な指導）

第９条　特別な指導では，説諭，反省文を書かせるなど発達段階に応じた反省指導を行う。

（１）特別な指導は，原則別室（校長室，保健室・語らいルーム等）において，必ず複数の教員で行い，時系列での記録をとる。

（２）特別な指導では，児童への反省指導をふまえ学校において保護者との面談を行う。この場合，必要に応じて生徒指導主事，管理職も指導する。

（３）特別な指導は，学校体制として取り組み，事実の確認，反省，再発防止のための具体的な約束や取り組みを行う。

（４）法令・法規に違反する行為，いじめ，暴力行為を繰り返す場合，教育委員会，警察，こども家庭センター等の諸機関と連携を行う。

（規程の周知など）

第10条　児童に対しては，この規程をふまえて別に作成する「白岳っ子の約束」を用い，指導の徹底を図る。保護者に対しては，入学説明会，PTA総会，家庭訪問，懇談会などで直接説明を行ったり，ホームページで公開したりして，周知を図る。また，子どもたちの健やかな成長を支援するために必要と判断した場合は，積極的に家庭訪問を行う。

（規程の施行）

この規程は平成２４年４月１日より施行する。

平成２４年５月１８日	一部改定	平成２７年５月７日	一部改定	令和２年３月９日	一部改定
平成２４年９月２８日	一部改定	平成２８年３月７日	一部改定	令和３年３月８日	一部改定
平成２５年２月１日	一部改定	平成２９年３月２９日	一部改定	令和４年３月７日	一部改定
平成２６年４月１５日	一部改定	平成３０年３月５日	一部改定		
平成２７年４月１６日	一部改定	平成３０年８月７日	一部改定		